

貸借対照表 (資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	第 42 期 平成 23 年 3 月 31 日	第 43 期 平成 24 年 3 月 31 日
(資 産 の 部)		
現 金	5,544	4,145
預 け 金	81,453	89,219
金 銭 の 信 託	1,000	1,000
有 価 証 券	295,620	300,877
国 債	64,343	76,515
地 方 債	36,038	33,878
社 債	145,029	144,021
株 式	53	28
そ の 他 の 証 券	50,156	46,433
貸 出 金	164,611	158,823
割 引 手 形	1,780	1,596
手 形 貸 付	4,884	4,370
証 書 貸 付	150,387	145,632
当 座 貸 越	7,559	7,223
そ の 他 の 資 産	2,841	2,977
未 決 済 為 替 貸	70	86
信 金 中 金 出 資 金	1,643	1,643
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	1,001	1,123
そ の 他 の 資 産	125	125
有 形 固 定 資 産	6,192	6,024
建 物	2,041	1,898
土 地	3,805	3,805
リ ー ス 資 産	12	8
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	333	312
無 形 固 定 資 産	81	112
ソ フ ト ウ ェ ア	50	82
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	30	29
繰 延 税 金 資 産	313	-
債 務 保 証 見 返	1,389	1,328
貸 倒 引 当 金	△ 4,606	△ 4,836
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,906)	(△ 4,074)
資 産 の 部 合 計	554,442	559,673

貸借対照表 (負債及び純資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	第 42 期 平成 23 年 3 月 31 日	第 43 期 平成 24 年 3 月 31 日
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	501,175	505,848
当 座 預 金	9,663	11,057
普 通 預 金	113,555	118,581
貯 蓄 預 金	161	187
通 知 預 金	421	1,817
定 期 預 金	351,947	352,210
定 期 積 金	22,139	19,976
そ の 他 の 預 金	3,286	2,017
借 用 金	318	272
借 入 金	318	272
そ の 他 負 債	5,120	3,422
未 決 済 為 替 借	68	99
未 払 費 用	3,876	2,038
給 付 補 填 備 金	144	47
未 払 法 人 税 等	460	726
前 受 収 益	25	21
払 戻 未 済 金	1	0
職 員 預 り 金	396	394
リ ー ス 債 務	12	8
そ の 他 の 負 債	134	86
役 員 賞 与 引 当 金	15	13
退 職 給 付 引 当 金	196	247
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	196	195
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	29	24
偶 発 損 失 引 当 金	70	109
繰 延 税 金 負 債	-	47
債 務 保 証	1,389	1,328
負 債 の 部 合 計	508,511	511,509
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,175	1,177
普 通 出 資 金	1,175	1,177
利 益 剰 余 金	42,240	43,130
利 益 準 備 金	1,176	1,176
そ の 他 利 益 剰 余 金	41,064	41,953
特 別 積 立 金	39,190	39,990
(地 域 振 興 基 金)	(300)	(300)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,874	1,963
会 員 勘 定 合 計	43,415	44,307
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,514	3,856
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,514	3,856
純 資 産 の 部 合 計	45,930	48,164
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	554,442	559,673

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	第 42 期 平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	第 43 期 平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
経 常 収 益	9,509	9,329
資 金 運 用 収 益	8,076	7,636
貸 出 金 利 息	4,004	3,725
預 け 金 利 息	407	424
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,627	3,443
そ の 他 の 受 入 利 息	36	42
役 務 取 引 等 収 益	662	662
受 入 為 替 手 数 料	320	314
そ の 他 の 役 務 収 益	341	348
そ の 他 業 務 収 益	763	998
外 国 為 替 売 買 益	-	0
国 債 等 債 券 売 却 益	697	955
国 債 等 債 券 償 還 益	9	0
金 融 派 生 商 品 収 益	8	18
そ の 他 の 業 務 収 益	48	23
そ の 他 経 常 収 益	8	31
償 却 債 権 取 立 益	-	3
株 式 等 売 却 益	-	1
金 銭 の 信 託 運 用 益	1	1
そ の 他 の 経 常 収 益	6	24
経 常 費 用	8,252	7,633
資 金 調 達 費 用	1,591	1,134
預 金 利 息	1,512	1,088
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	67	35
借 用 金 利 息	6	6
そ の 他 の 支 払 利 息	4	4
役 務 取 引 等 費 用	406	401
支 払 為 替 手 数 料	110	110
そ の 他 の 役 務 費 用	295	291
そ の 他 業 務 費 用	18	144
外 国 為 替 売 買 損	0	-
国 債 等 債 券 売 却 損	16	143
国 債 等 債 券 償 還 損	-	0
そ の 他 の 業 務 費 用	1	0
経 費	5,165	5,026
人 件 費	3,203	3,094
物 件 費	1,858	1,828
税 金	103	102
そ の 他 経 常 費 用	1,070	927
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	787	725
貸 出 金 償 却	15	36
株 式 等 売 却 損	6	2
株 式 等 償 却	69	0
そ の 他 資 産 償 却	-	6
そ の 他 の 経 常 費 用	192	157

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	第 42 期 平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	第 43 期 平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
経 常 利 益	1,257	1,695
特 別 利 益	9	-
償 却 債 権 取 立 益	9	-
特 別 損 失	5	7
固 定 資 産 処 分 損	5	7
税 引 前 当 期 純 利 益	1,261	1,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	438	708
法 人 税 等 調 整 額	△ 69	19
法 人 税 等 合 計	369	728
当 期 純 利 益	892	960
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	981	1,003
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,874	1,963

剰余金処分計算書

(単位: 百万円)

科 目	第 42 期	第 43 期
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,874	1,963
剰 余 金 処 分 額	870	771
利 益 準 備 金	-	1
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年 6%)	70	70
特 別 積 立 金	800	700
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,003	1,192

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 43 期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 24 年 6 月 19 日

中兵庫信用金庫

理事長 足立厚郎

会計監査

平成 24 年 6 月 18 日開催の第 43 期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

*金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

【貸借対照表の注記事項】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	5年～10年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。すべの債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,242百万円であります。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に備属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の上乗年度から）費用処理
----------	--
- また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自平成23年3月1日至平成23年3月31日）0.3514%
 - 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であり、当金庫における過去勤務債務の償却方法は期間16年10月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書上、特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に対する預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 借戻損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額174百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額6,235百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,248百万円、延滞債権額は7,379百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第9号（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶らした貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は715百万円であります。
- なお、3か月以上延滞債権とは、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和と債権額は215百万円あります。なお、貸出条件緩和の債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 担保に供している資産

破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和と債権額の合計額	9,018百万円
有価証券	513百万円
現金	5百万円

- | | |
|-------------|--------|
| 預け金 | 300百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 902百万円 |
| 借入金 | 272百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金6,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち、保証金は22百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額20,453円89銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当金庫は、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会においてALMに関する方針の決定、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。
 - 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理の基本方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用管理規程及び余資運用管理基準に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、オプション・スワップ取引基準等に基づき実施されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預入金、金銭の信託、預金積立及び借入金であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有有価証券の価格変動リスク量に保有有価証券以外の運用勘定および調達勘定の金利リスク量を加えたものを市場リスク量として定量的分析に利用しております。算定にあたっては、保有有価証券のうち債券の価格変動リスクは、「分散共分散法」による観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99%のVaR法にて計測し、保有株式等については保有簿価の10%相当額としております。また、有価証券以外の運用勘定および調達勘定の金利リスクは、金利ラダー方式による保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセント値と99パーセント値を適用して計測しております。これらにより計測しました平成24年3月末における当庫の市場リスク量は、12,585百万円あります。なお、当金庫では、VaR法による計測の有効性と正確性を確認検証するために、定期的にバックテストを実施し、VaR法により推計されたリスク量と実際の損益とを比較を行っております。ただし、VaR法は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、金利ラダー方式においても、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることでもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する情報

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（※1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（※2）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	89,219	90,308	1,089
(2) 有価証券	300,852	300,734	△117
(3) 貸出金	158,283	158,389	△106
貸倒引当金	△4,836		
金融資産計	544,057	544,167	107
(1) 預金積立	505,848	508,526	2,677
金融負債計	505,848	508,526	2,677

- 注1) 貸出金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- 注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、28.から30.に記載しております。
- 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

- 注1) 以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- 注2) 以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

- 金融負債
 - 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1ヶ月未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
投資事業有限責任組合出資金（注2）	9
信金中央金庫出資金（注1）	1,643
合 計	1,668

- 注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 注2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

- その他の有価証券 (単位: 百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			0
株 式	13	13	0
債 券	245,738	239,899	5,839
(国 債)	(76,515)	(74,979)	(1,535)
(地方債)	(33,741)	(32,318)	(1,422)
(社 債)	(135,482)	(132,600)	(2,881)
その他	15,074	14,794	279
小 計	260,826	254,707	6,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			—
株 式	—	—	—
債 券	8,677	9,043	△366
(国 債)	(—)	(—)	(△0)
(地方債)	(137)	(137)	(△0)
(社 債)	(8,539)	(8,905)	(△365)
その他	15,841	16,287	△446
小 計	24,518	25,331	△813
合 計	285,345	280,038	5,306

- 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位: 百万円)
- | 種 類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|----------|---------|---------|
| 株 式 | 25 | 1 | 2 |
| 債 券 | 57,749 | 955 | 143 |
| (国 債) | (39,042) | (542) | (—) |
| (地方債) | (4,233) | (132) | (—) |
| (社 債) | (14,473) | (280) | (143) |
| その他 | — | — | — |
| 合 計 | 57,774 | 957 | 146 |

- 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比ベ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、0百万円（うち、株式0百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め、当金庫が設定した有価証券減損処理基準の以下の項目を適用しております。

 - *市場価格のない株式 実質価格が著しく（下落率50%程度以上）低下

- 運用目的の金銭の信託 (単位: 百万円)
- | 種 類 | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 1,000 | — |

- 運用貸倒契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は14,998百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が14,998百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,241百万円
減価償却損金算入限度超過額	218百万円
役員退職慰労引当金	53百万円
その他	191百万円
繰延税金資産小計	1,705百万円
評価性引当額	△308百万円
繰延税金資産合計	1,396百万円

- 繰延税金負債

繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	1,444百万円
繰延税金負債合計	1,444百万円

- 繰延税金負債の純額

繰延税金負債の純額	47百万円
-----------	-------

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.72%が、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については29.18%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.40%となります。この税率変更により、繰延税金負債の純額は20百万円減少し、その他の有価証券評価差額金は174百万円、法人税等調整額は154百万円、それぞれ増加しております。

- 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

- 【損益計算書の注記事項】
 - 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり当期純利益金額408円03銭。

*金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。